尼崎市立学校の対象施設の使用料等に関する要綱

令和８年４月１日施行

（この要綱の趣旨）

第１条　この要綱は、対象施設について、教育委員会が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定により使用を許可する場合に市長が徴収する使用料等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則（令和８年尼崎市教育委員会規則第２号。以下「規則」という。）及び尼崎市立学校の施設等の使用に関する要綱（令和８年４月１日施行。以下「使用要綱」という。）における用語の意義による。

（使用料の額）

第３条　使用許可に係る使用料について、行政財産使用料条例（昭和３９年尼崎市条例第２３号。以下「条例」という。）第２条の規定により使用者が納付しなければならない額は、別表に掲げる対象施設及び使用の時間帯の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

（使用料の納付等）

第４条　使用許可に係る使用料について、条例第４条の規定による前納は、使用許可を受けた後に市長が納入通知書等を発行した日から起算して５日以内（その期限が、使用者がその使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）以後の日に当たる場合は、市長が指定する日まで）に前条に規定する額を納付することにより行うものとする。

２　前項の規定による納付は、同項の納入通知書等により、市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関において行うものとする。

３　使用者は、第１項の規定による使用料の納付が完了したときは、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

４　前項の規定による報告は、次の各号に掲げる手法のいずれかにより行うものとする。

⑴　領収書の原本若しくはその写しの提示又はその写しの手渡し若しくは郵送

⑵　領収書の画像のファクシミリによる送信

⑶　領収書の画像でＰＤＦ、写真等により電子媒体化されたものの電子メール等による送信

（使用料の還付について市長が特別の理由があると認めるとき）

第５条　使用許可に係る使用料の還付について、条例第５条ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

⑴　使用要綱第１８条第１項各号のいずれかに該当することにより対象施設を使用することができなくなったとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、使用者が使用開始日の１０日前（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日若しくは１２月２９日から翌年の１月３日まで（以下「日曜日等」という。）のいずれかに当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日）までに使用許可の取消しを教育委員会（使

用要綱第１９条各号のいずれかに該当する使用に係る使用許可の取消しについては、学校長）に願い出たとき。

（使用料の還付の額等）

第６条　使用許可に係る使用料について、条例第５条ただし書の規定により還付する額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

⑴　前条第１号に該当する場合　次に掲げる区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア　使用開始日前に該当した場合　既納の使用料の全額

イ　使用開始日からその使用が終了する日までの期間中に該当した場合　既納の使用料の額のうち、対象施設を使用することができなくなった日の分の使用料に相当する額

⑵　前条第２号に該当する場合　既納の使用料の全額

２　使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、速やかに、尼崎市立学校対象施設使用料還付請求書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免について市長が特別の理由があると認めるとき）

第７条　使用許可に係る使用料の減免について、条例第６条第３号の市長が特別の理由があると認めるときは、対象施設の使用が次のいずれかに該当する場合とする。

⑴　規則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する使用

⑵　規則第４条第１項第４号に該当する使用のうち使用要綱第１１条第１号から第８号までのいずれかに該当するもの

（使用料の減免の額等）

第８条　使用許可に係る使用料について、条例第６条の規定による減免の額は、当該使用料の全額に相当する額とする。

２　使用者は、使用許可に係る使用料の減免を受けようとするときは、使用要綱第８条第１項の規定により市教委あて許可申請書（希望する対象施設の使用が使用要綱第１９条各号のいずれかに該当するときは、学校長あて許可申請書）を提出する際、尼崎市立学校対象施設使用料減免申請書（第２号様式）（以下「減免申請書」という。）を、学校長を介して市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請の内容が適法であると認めるときは、減免を決定し、尼崎市立学校対象施設使用料減免決定通知書（第３号様式）を使用者に交付するものとする。

（原状回復義務等）

第９条　自己の責めに帰すべき事由により施設等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　市は、使用許可に係る学校において使用者（使用者以外の者でその使用許可により対象施設を使用したものを含む。以下「使用者等」という。）に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

⑴　災害その他不可抗力により生じた損害

⑵　使用者等の間における相互の紛争、盗難等により生じた損害

⑶　その他市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

３　市は、規則第５条の規定により使用許可が行われず、又は規則第８条の規定により使用

許可を取り消された者がその不許可又は取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（市長の権限事務の担い手）

第１０条　第４条第１項及び第３項、第６条第２項並びに第８条第２項及び第３項の規定により市長の権限に属する事務は、地方自治法第１８０条の２の規定による補助執行により教育委員会事務局学校教育部学事企画課長（以下「学事企画課長」という。）が担当するものとする。

（施行の細目）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、学事企画課長が定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、規則の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　第３条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた規則付則第２項の規定による廃止前の尼崎市立学校施設目的外使用規則（昭和５１年尼崎市教育委員会規則第９号）第６条の規定による使用の許可（以下「旧使用許可」という。）に係る使用料については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際旧使用許可に係る使用料で施行日以後の使用に係るものを納付している者は、第４条第１項の規定により使用許可に係る使用料を納付したものとみなす。

４　この要綱の施行の際旧使用許可に係る使用料で施行日以後の使用に係るものを納付していない者は、第４条第１項の規定により使用許可に係る使用料を納付すべき者とみなす。この場合において、同項中「使用許可に」とあるのは「旧使用許可に」と、「使用許可を受けた後に市長が納入通知書等を発行した日から起算して５日以内（その期限が、使用者がその使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）以後の日に該当する場合は、市長が指定する日まで）に前条に規定する額」とあるのは「市長が指定する日までに当該旧使用許可に係る使用料」と、同条第２項中「前項」とあるのは「付則第２項の規定による読替え後の前項」と、「同項の」とあるのは「市長が発行した」と読み替えるものとする。

５　この要綱の施行の際現に行われている使用料の減免の申請は、第８条第２項の規定による減免の申請とみなす。

別表

対象施設	使用の時間帯			
	午前９時から午後０時まで	午前１時から午後４時まで	午後５時から午後８時まで	その他の時間帯において１時間（１時間未満の端数がある場合は、これを１時間とする。）につき
教室	６６０円	６６０円	６６０円	１８０円
運動場等	６６０円	６６０円	６６０円	１８０円
テニスコート等	６６０円	６６０円	６６０円	１８０円
体育館	４，５００円	４，５００円	４，５００円	１，３００円
プール	４，５００円	４，５００円	４，５００円	１，３００円
その他学校長が使用を認める施設	６６０円	６６０円	６６０円	１８０円
摘要　本市の区域（以下「市域」という。）内に住所を有しない者（市域内に存する学校等に通学し、又は市域内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあっては、市域内に事務所又は事業所を有しないもの）が使用する場合の使用料の額は、使用許可を受けた使用時間及びこれに係るこの表に掲げる額で算定された額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。				

備考

１　「運動場等」とは、多目的グラウンド（幼稚園にあっては、園庭）をいう。

２　「テニスコート等」とは、テニスコートのほか、特定のスポーツ種目専用の屋外の運動場をいう。

３　運動場等及びテニスコート等の両方を一体的に使用する場合は、運動場等の使用とみなす。